

様式 1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年1月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県	
3. 市区町村名	茂原市	
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和6年3月15日	
8. 保護評価の実施の有無	有	
9. 評価書番号	23	
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURL リンク	https://www.ppc.go.jp/mvnumber/evaluationSearch/?search=1&hino=&kkname=%E8%8C%82%E5%8E%9F%E5%B8%82&evname=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD&eventype=2&opndatefrom_gengo=4&opndatefrom_year=6&opndatefrom_month=10&opndatefrom_day=6&opndateto_gengo=5&opndateto_year=7&opndateto_month=1&opndateto_day=6&count=10&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		

執行機関名 茂原市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	① 法定事務	② 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて第九十二条で定めるもの	茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（令和3年茂原市規則第24号）による医療費等の助成に関する事務
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		茂原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項 茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（令和3年茂原市規則第24号）による医療費等の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第1条	茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（令和3年茂原市規則第24号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、ひとり親家庭等の疾病又は負傷による医療費等の負担を軽減し、（ひとり親家庭等）の生活の安定の確保を図るため、ひとり親家庭等医療費等（以下「助成金」）の助成に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則（令和3年3月30日茂原市規則第24号）